

第十回国会 衆議院 電氣通信委員會會議錄 第十号

昭和二十六年三月二十四日(土曜日)
午後三時五十九分開議

出席委員

委員長代理 理事 高垣 三郎君

理事 庄司 一郎君 理事 辻 寛一君

理事 松井 政吉君 青木 正君 大西 弘君

理事 岡西 明良君 關谷 勝利君

高木 松吉君 橋本登美三郎君

松本 一郎君 石井金次郎君

田島 一夫君

出席政府委員

電波監理委員會 富安 謙次君

委員 長谷 慎一君

電波監理長官

委員外の出席者

總理府事務官

(電波監理局長)

法務部事務官

(電氣通信事務官)

大田官房審議室長

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

專門員

三月二十四日

委員犬養健君及び鈴木明良君辭任につき、その補欠として高木松吉君及び青木正君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

有線放送業務の運用の規正に関する法律案起草の件

電波監理委員會設置法の一部を改正する法律案起草の件

○高垣委員長代理 本日も委員長が病

第一類第十四号 電氣通信委員會會議錄第十号 昭和二十六年三月二十四日

氣欠席でありますから、私が委員長の代理として職務を行います。

これより會議を開きます。

有線放送業務の運用の規正に関する法律案起草の件を議題といたします。

本委員會は去る一日有線放送業務の運用に所要の規正を加えるために小委員會を設置し、小委員會において慎重に御審議を願つたのであります。

このほども小委員會におきましては、有線放送業務の運用の規正に関する法律案の起草について、成案を決定されたものとであります。

この際放送法の一部を改正する法律案起草小委員長橋本登美三郎君より、本案について小委員會の起草の経過並びに成案を報告し、委員會に本案を提案したいとの申出があります。

これを許します。橋本小委員長。

有線放送業務の運用の規正に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、有線放送の業務の運用を規正することによつて、公共の福祉を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有線放送」とは、左の各号の一に該当するものをいう。

一 一区域内において公衆によつて直接聴取され、又は観覧されることを目的として、放送を受信しこれを有線電氣通信設備によつて再送信すること。

二 一区域内において公衆によつて直接聴取され、又は観覧されることを目的として、音声その他の音響又は影像を有線電氣通信設備によつて送信すること。

三 道路、広場、公園等公衆の通行し、又は集合する場所において公衆によつて直接聴取され、又は観覧されることを目的として、音声その他の音響若しくは影像を有線電氣通信設備によつて送信し、又は放送を受信しこれを有線電氣通信設備によつて再送信すること。

(業務の開始の届出)

第三条 有線放送の業務を行おうとする者は、電波監理委員會規則の定めるところにより、その旨の届出書を電波監理委員會に提出しなければならない。

その届出書に記載された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(有線放送番組の編集等)

第四条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第三条(放送番組編集の自由)及び第四十四条第三項(放送番組の編集)の規定は、有線放送番組の編集に準用する。

二 一区域内において公衆によつて直接聴取され、又は観覧されることを目的として、音声その他の音響又は影像を有線電氣通信設備によつて送信すること。

三 道路、広場、公園等公衆の通行し、又は集合する場所において公衆によつて直接聴取され、又は観覧されることを目的として、音声その他の音響若しくは影像を有線電氣通信設備によつて送信し、又は放送を受信しこれを有線電氣通信設備によつて再送信すること。

(業務の開始の届出)

第三条 有線放送の業務を行おうとする者は、電波監理委員會規則の定めるところにより、その旨の届出書を電波監理委員會に提出しなければならない。

その届出書に記載された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(有線放送番組の編集等)

第四条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第三条(放送番組編集の自由)及び第四十四条第三項(放送番組の編集)の規定は、有線放送番組の編集に準用する。

2 放送法第四条(訂正放送等)及び第五十二条(候補者放送)の規定は、第二条第二号又は第三号の有線放送の業務を行う者に準用する。

3 放送を受信しこれを再送信することについて、いかなる放送を受信し、

又はいかなる放送を受信しないかを定めることは、有線放送番組の編集とみなす。

(再送信の同意)

第五条 有線放送の業務を行う者は、同意を得なければ、放送事業者の放送を受信しこれを再送信してはならない。

(報告及び監査)

第六条 電波監理委員會は、この法律の施行を確保するため特に必要があるときは、有線放送の業務を行う者に対し、業務に関し報告を求め、又は職員を派遣して有線放送の業務について監査をさせることができる。

2 前項の規定により監査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による監査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務の廃止の届出)

第七条 有線放送の業務を行う者は、その業務を廃止したときは、遅滞なくその旨の届出書を電波監理委員會に提出しなければならない。

(業務の停止及び運用の制限)

第八条 電波監理委員會は、有線放送の業務を行う者が、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分違反したときは、三箇月以内の期間を定めて、

有線放送の業務の停止を命じ、又はその業務の運用を制限することができる。

(異議の申立)

第九条 この法律又はこの法律に基く命令に基く電波監理委員會の処分不服のある者は、電波監理委員會に対して異議の申立をすることができる。

2 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第七章聴聞及び訴訟の規定は、前項の異議の申立に準用する。

(適用除外)

第十条 この法律の規定は、左の各号に掲げる有線放送の業務については適用しない。

一 臨時且つ一時の目的のために行われる有線放送の業務

二 一の建造物(建造物の構内を含む、世帯又は事務所を別にする等二以上の者の占有する建造物を除く)内に有線放送区域として行われる有線放送の業務

三 国会内、裁判所内その他一の官公庁内において行われる有線放送の業務

四 汽車、電車、自動車、船舶又は航空機内において行われる有線放送の業務

五 信号のみを送信するために行われる有線放送の業務

六 その他前各号の業務に準ずる有線放送の業務であつて、電波監理委員會規則で定めるもの

(規則委任事項)

第十一條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項の細目は、電波監理委員會規則で定める。

(罰則)
第十二條 第八條の規定による業務の停止の命令に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十三條 第四條第二項において準用する放送法第四條第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、私事に係るときは、告訴をまつて論ずる。
第十四條 左の各号の一に該當する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三條の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の事項を記載した届出書を提出した者
二 第六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第六條第一項の規定による監査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第八條の規定による業務の運用の制限に違反した者
第十五條 第七條の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の事項を記載した届出書を提出した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第十二條から前條までの違反行為をしたときは、行為者

を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした第十三條第二項の告訴は、その法人又は人に対して効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対して効力を生ずるものとす。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令で定める。
2 この法律施行の際現に有線放送の業務(第十條各号に掲げるものを除く)を行つてゐる者は、この法律施行の日から九十日以内に、その旨の届出書を電波監理委員會に提出しなければならぬ。
3 第三條、第十四條第一号及び第十六條第一項の規定は、前項の届出書に關し準用する。
4 電波監理委員會設置法(昭和二十五年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第三條に次の一号を加える。
九 有線放送業務の運用の規正に關する法律(昭和 年法律第 号)に基き有線放送の業務の運用の規正に關すること。
第二十三條に次の一号を加える。
十二 有線放送の業務の運用の規

正に關すること。

○橋本(登)委員 有線放送業務の運用の規正に關する立法措置のために、去る三月一日、本委員會の議決によつて設置せられた放法法の一部を改正する法律案起草小委員會における法案起草の経過と結果とに關し、御報告申し上げます。

小委員會におきましては、三月二日、第一回の會議を開きまして、まず法律案の起草方針を定め、引続きこの方針に従つて關係政府當局と打合せの上、一案を作成、三月七日の小委員會に付議の上、一応の成案を決定いたしましたのであります。小委員會は、その後この案を基礎として、再三にわたり參議院電氣通信委員と意見を交換し、また情報によつて知り得た關係方面の意向を參酌する等、さらに慎重に検討を加へました結果、三月十七日の第五回小委員會において、従来より來りました放法法の一部改正による立法方針を改め、單行法の形態をとることに決し、法案の内容につきましても、二、三の修正を施しまして、ここに有線放送業務の運用の規正に關する法律案を最終成案として決定し、同日仮提出の手續をとつたのであります。

以上の経過につきましては、去る三月十九日の本委員會におきまして、私より中間報告を行い、御了解を求めた次第であります。その後三月二十三日に至り、關係方面の了承をとりつけましたので、本日重ねて小委員會を開いて最終議決を行い、ここにあらためて本委員會の席上、有線放送業務の運用の規正に關する法律案起草の趣旨並びにその内容につき御説明を申し上げます。

げ、本案を本委員會提出議案として、国会に正式提出することにつき、委員各位の御賛成を得たいと存するのであります。

〔高橋委員長代理退席、庄司委員長代理着席〕

まず本法案起草の趣旨について申し上げます。御承知の通り、最近北海道を初め、全国にわたりまして、有線放送の施設が急激に増加し、その業務の内容も、当初はラジオの共同聴取を目的とするものでありましたが、漸次、これにあわせて、マイク・フォーンを設け、官公庁公示事項、農漁業協同組合等の連絡事項、農事水産等の指導、緊急事件その他の隣保周知事項のほか、各種の講演、講座、慰安、娯樂、商業広告等の番組を編集して放送し、ときには選挙運動にも利用されるようになったのであります。これらの有線放送は、主として農漁村における発達を見られております。一部は都市においても実施されております。有線放送の業務形態としては、以上申し上げたもののほか、商業広告を主とするいわゆるゆるゆるの街頭放送もあるものであります。この街頭放送の施設も、全国の都市にわたつて逐次増加の傾向を示して來ております。農漁村等における有線放送は、無電力地帯ないしラジオ電界強度の低い地域における無線放送聴取の方法として、あるいは交通、通信の便に乏しい地方における隣保の連絡の手段として、現実の必要にかられて発達したものであります。その業務の運用、設備の施設が適正に行われておれば、國としては特にこれに干渉すべき限りではないのであります。各方面の調査によれば、これらの有線放送及び街

頭放送は、今日特別の法的拘束なく、自由に番組を編集してこれを放送しているため、ときに報道の真実を害し、政治的公平を欠き、ある場合には、その放送によつて公安を害するおそれすら予想せられる実情にあるのであります。いわゆるマス・コミュニケーションの方法として、相當強力な伝播力を有する有線放送を、かかる実情に放置することは、公共の福祉を保持する上に一つの欠陥をなすものであります。立法手段により、有線放送業務の放送番組につき、無線放送番組を規律するラジオ・コードその他の準則と同様の規律を与えることは、現下諸般の情勢に照し、きわめて緊急かつ重要なことと存するのであります。これが本法律案を制定しようとする理由であります。

次に法律案の内容につきまして、その主要な点を御説明申し上げます。

第一は、まず第一條において「この法律は、有線放送の業務の運用を規正することによつて、公共の福祉を確保することを目的とする旨を規定して、法律案の目的を明らかにしたのであります。念のため申し添えますが、有線放送につきましては、番組面の問題のほか、設備面におきましても、各地において施設の不備欠陥に基き、他の有線通信への妨害の問題を生じておるのであります。設備面の規正は、すべてこれを既存の電信法及びその付屬の命令に基き行政措置に譲り、本法律案においては、もつぱら番組面の規正についてのみ規定しておるのであります。

第二は、第二條に有線放送の定義を掲げるとともに、第十條に適用除外に

関する規定を設け、本法律の適用範囲を明らかにしたのであります。

第三に、この法律による有線放送業務の運用規正の主管庁は、電波監理委員会とし、第三条においては、有線放送の業務を行うとする者に、同委員会への届出の義務を課し、これに伴つて、同条後段に届出書記事項の変更届出、第七條に業務の廃止の届出、附則第二項に、この法律案施行の際、現に業務を行つてゐる者の届出に關し、それ〴〵規定を設けたのであります。

第四に、有線放送の番組につき、いかなる規律をなすべきかは、すなわち本法律案の實質をなすものであります。が、これにつきましては本案第四條におきまして、放送法に規定された無線放送番組に關する準則を適用する方針をとつたのであります。すなわち放送法中、放送番組に關する規定のうち、放送事業者全般を規律する放送番組編集の自由、公安及び政治的な公平の保持、報道の眞実及び中正に關するラジオ・コード、その他訂正放送、候補者放送に關する規定は、いづれもこれを有線放送の業務に準用したのであります。これらは言論及び報道に關する最小限度の規律であり、有線放送番組についてこれを適用することは、公共の福祉を維持増進する上から、必要適切な措置と考へるものであります。

なお第五條に、有線放送の業務を行う者は、同意を得なければ、無線放送事業者の放送を受信して再放送してはならない旨の規定を設けてあります。

第五は、その他第六條、報告及び監査、第八條、業務の停止及び運用の制限につき規定を設けて、本法律案施行の確保をはかるとともに、有線放送の業務を行う者を保護するため、第九條に、電波監理委員会の処分不服のある者は、電波法に定める聴聞手続による異議の申立てができる旨を規定してあります。

第六に、第十二條ないし第十六條は罰則規定でありまして、本法律案の違反行為に対する刑罰を規定いたしました。

第七は、附則第一項は、この法律の施行期日は、公布の日から三十日を越えない期間内において政令で定める旨を規定し、同第四項は、本法律案制定に伴つて、電波監理委員会設置法に所要の改正を行つておるのであります。なお本法律案の施行に要する経費は、年額約千五百萬円であります。

以上をもつて本法律案の概要の御説明を終つたのであります。詳細につきましては、お手元に配付いたしました法律案及び同制定要綱についてごらんを願ひ、さらに御質疑の点はこの席よりお答え申し上げたいと存するのであります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに本案の提出を議決せられんことを望みます。

○庄司委員長代理 ただいまの小委員長の報告について、御質疑なりあるいは御意見なりがあらますれば、これを許します。

○田島(ひ)委員 私はききよういゝ／＼な資料をいただきました。詳しく見ておらないのでわかりませんが、一、二の点をお尋ねします。共同聴取になると、聴取料なんかはどういう關係になりますか。

○橋本(登)委員 聴取料の問題は、現在電波監理委員会の規定は、マイクロフォンと受信設備と一緒にして聴取料

の對象にしております。従つて共同聴取の場合は、特にこれの規定を電波監理委員会の規定に設けてありまして、マイクロフォンごとに徴収をするという建前になっております。ただこの点については慎重審議の結果、なお法律的には十分である旨は十分に考えられますけれども、一応現行規定として

その問題には直接觸れておりません。ただ有線放送の番組の編成の問題を中心に取り上げております關係上、この点特にこの法律案によつて徴収してさしつかえない、こう見ております。

○田島(ひ)委員 電通關係の方に御用いたしたいのですが、たしか有線電氣通信法案がこの国会に出るようになつておりましたか。それとの關係はどうなりましたか。そういう法案が出るのでしたら、その中で一括してどういう法案は、それとの関連で審議なさるのが当然ではないかと思ふ。それと切り離して特にこれだけをお出しになるといふ理由がもちよつとわかりませんが、特にこれは議員提出になつておりますが、この点電通省關係の政府の御説明を承りたいと思ひます。

○杉山説明員 ただいまの御質問につきましてお答えいたします。われ〴〵の手続上の關係におきまして、本国会におきましては提出いたすことが確実でございますという見通しまで行かない状況でありまして、おそらくはそういう観点におきまして、旧電信法の規定によりま

して御処置相なるといふ御見解に達したというふうに、私も拝聴いたしておるよう次第であります。

○田島(ひ)委員 有線電氣施設の監理と有線放送との關係はどういうふうになつておりますか。もうちよつと御説明いたしたい。

○杉山説明員 この点は、この有線放送業務の運用の規正に關する法律案におきまして、有線電氣通信法が意圖しておられます。従前からの態度には、いささかもかわりがございせん。

○田島(ひ)委員 そのお答えではちよつとわかりませんので、もう少し詳しく御説明いたしたいのですが。

○杉山説明員 ただいま橋本小委員長からも御説明のありましたように、施設の監督の面につきましては電氣通信省がこれを監督する、そして放送の運用、業務の面につきましては電波監理委員会が行ふということになつておりますので、有線電氣通信法が成立しない当分の間は、電信法によりましてこれを規律する従来の立場をとつております。

○田島(ひ)委員 提案者にもう一つお伺いしたいのです。今街頭宣伝社あたりで街頭宣伝がなされておりますが、それに対する〴〵の制限などが出て参りますか。私はききよう資料をいただいたばかりで、詳しく読んでおりませんので、その点伺いたいと思ひます。

○橋本(登)委員 杉山説明員からお答えのあつた点に補足いたしますが、この法律案は設備に關する規定ではないのであつて、従つて有線電氣通信法とは別個になります。電氣通信法ができ

まして、有線放送の業務の運営、これについては有線電氣通信法でも取上げるのでない性格のものであります。當然別個の法律が必要でありますので、電氣通信法ができまして、この法律は別個に生きておるといふように御解釈願ひます。

第二の街頭宣伝のことですが、これは恒久的な設備を持つものは、法文にありますように、この法律の對象になります。従つて銀座方面にあるような宣伝塔は、もちろんこの法律の對象になるものであります。この規制を受けるわけでありまして、しかし臨時に行われるもの、あるいは特定のものの、たとえば国会内におけるそういう設備とか、官庁内における設備とかいふものは、これから除いてあります。従つて恒久的なものも除いてあります。従つて恒久的な街頭放送は、当然これの規制の範囲内に入りますことは、条文でござん

ております。

○庄司委員長代理 ほかにも御質疑はあります。では次に、本案を本委員会の成案とし、委員会提出の法律案とすることに付いてお諮りするのであります。が、採決に入ります前に、本案について討論を行います。田島君。

○田島(ひ)委員 私は共産党を代表して、本法案に反対をいたします。その理由といたしましては、共聴施設の目的は、第一に、放送を聞けないいなかや文化的に遅れた地方の人々に便宜を与えること、第二には、この施設がただちに集團生活の連絡に利用できること等にあります。だから文化を眞に民主的に振興し拡大するためには、放送内容の民主化が必要であります。また

最近料金が上げられましたが、料金の低いことが必要であります。そして放送を聞けない現在五〇%の世帯、特に農村の大家や遠隔の人々に対して、国家的資金の援助による共聴施設、受信機の販売等が必要であつて、国家による物的な援助が何らなされないで、単に一片の法律によつて規定されましても、結局はほんとうに放送の聞けない人々はその恩沢に浴することはできません。特に憲法に規定された言論の自由を完全にするために、一般公衆通信をして、放送に悪影響を与えない範囲で、文化団体、政党、あるいは農民協同組合、労働組合その他民主的な団体に對して、有線放送が活用される

○庄司委員長代理 起立大多數。よつて本案を本委員会の成案とし、委員会提出の法律案とするに決しました。

○庄司委員長代理 次に橋本委員より、電波監理委員会設置法の一部を改正する法律案を、本委員会提出の法律案として提出したいとの申出がござい

ます。この際その趣旨の説明を許すに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○庄司委員長代理 御異議なしと認め

ます。よつて橋本登美三郎君にお願いいたします。

電波監理委員会設置法の一部を改正する法律案

電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六條に次の一項を加える。

五 委員長及び委員は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二十條に規定する文官とする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年六月一日から適用する。

○橋本（登）委員 電波監理委員会設置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知の通り電波監理委員会は、電波管理行政を所掌する合議制の機関でありまして、国家行政組織法に基き、昨年六月一日、総理府の外局として設置されたものであります。電波監理委員会の委員長及び委員は、その資格及び任命の方法、兼職の禁止、退職後

の就職制限等につき、電波監理委員会の設置法によつて明確に規定されておるのみならず、さらに設置法第七条第二項の規定により、国家公務員法に定める職務の根本基準、職務に専念する義務、政治的行為の制限等の規定の準用を受けておるのであります。

しかし委員長及び委員の服務状況を見ますと、同委員会発足以来、政令、規則の制定その他電波三法の施行に伴う事務のため、現に連日にわたつて委員会を開催する等、事実上勤務の狀態にあるのみならず、委員会の所掌事務の性質上、無線局及び無線従事者の免許、その他電波法、放送法等に基く行政事務はさくばく多岐にわたつて継続するものと予想せられるのであります。

〔賛成者起立〕

昭和二十六年三月三十日印刷

昭和二十六年三月三十一日発行

○庄司委員長代理 ただいまの橋本君の趣旨説明について、質疑なり御意見はございませんか。

ないようでありますから、これより討論に付します。松井委員よりお申越しがございします。松井委員。

○松井（政）委員 御承知の通り小委員会においては、有線放送業務の運用の改正に関する法律案が、放送法案の一部改正として審議せられるということになつておつた際には、同法案の中に加えられていたものであります。これを分離して別にすべきだといふことが、小委員会の満場一致で決定をされましたので、電波監理委員会設置法の一部を改正する法律案と相なつたのであります。

そこでこの電波監理委員会の委員長並びに委員が、恩給法の二十條に規定する文官となり、そうして一般の国家公務員と同様に恩給の規定の適用を受ける、こういうことが目的であります。私これには反対はないのであります。が、われ／＼が法律を改正し、あるいは法律をつくる場合に考えなければならぬのは、電波監理委員会と同様な形において、国家公務員であり、さらに常時勤務しておるものに、もろもろの委員会があります。たとえば公正取引とか、あるいは外為等は同じ形のものであります。そこで公正取引の場合は、御承知のように法律の内容によつて恩給法が適用され、外為の場合は適用されておらないのであります。全体から考えますと、恩給法を改正いたしましたので、同一種類の委員会には全部適用させるか、あるいは全部適用させないか、いずれか一方に統一をはかることが、本来ならば妥当であります。

○庄司委員長代理 起立大多數。よつて本案を本委員会の成案とし、委員会提出の法律案とするに決しました。

午後四時二十八分散会

○賛成者起立

○庄司委員長代理 起立大多數。よつて本案を本委員会の成案とし、委員会提出の法律案とするに決しました。

本日これをもちて散会いたします。

午後四時二十八分散会